

廃止措置制度の導入に当たっての 留意事項の検討について

平成17年4月13日
原子力安全課
原子力規制室

廃止措置の進捗に応じた合理的な安全規制(その1)

1. 施設定期検査(原子炉施設)

原子炉の運転に関する事項	(案)廃止措置計画の認可まで
核燃料物質の貯蔵に関する事項	(案)核燃料物質が施設外に搬出されるまで
放射性廃棄物の廃棄に関する事項	(案)廃棄物の発生と搬出が完了するまで
放射線管理施設に関する事項	
非常用電源に関する事項	

性能の基準

要求される性能は設置許可申請書に記載された性能と異なる
進捗と共に変化する



廃止措置計画に記載された性能とする

廃止措置の進捗に応じた合理的な安全規制(その2)

2. 保安規定(原子炉施設、使用施設)

原則、進捗に応じ、施設の運転・管理、巡視点検、放射線管理、放射性廃棄物の管理等について変更する現行の運用を継続する。

3. 原子炉主任技術者の選任義務(原子炉施設)

原子炉主任技術者

原子炉の運転に関して保安の監督をするものとして規定

選任義務はいつまでか

(案)核燃料が施設外に搬出されるまでとし、その後は、
原子炉主任技術者に代わり廃止措置の保安の監督

するものを置く(保安規定により規定を想定)

供用期間中における一部施設の解体・廃止

運転又は使用を継続しつつ一部施設の解体・廃止を行う場合には、
供用中の規制手続きの中で安全を確保していくことが適当

廃止措置規制の導入後 (全部廃止の場合)

- ・使用施設等の解体
- ・核燃料物質の譲渡
- ・汚染の除去
- ・汚染された物の廃棄
- ・放射線管理記録の引き渡し等

認可・確認

現行法令（一部解 体・廃止の場合）

(記録義務)

- ・使用規則第2条の11

表中の2のチ(廃棄物に関する記録)

問題意識:

施設を全部廃止する場合と、一部廃止する場合とで、
国が関与できる仕方に差がある。いずれの場合でも、
同じ関与が必要ではないか。

記録の保存
報告の徴収